型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1144	騒音防止装置　日野　H10―K346	日野　QKG―KV234＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第千二百八十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1132	騒音防止装置　UDトラックス　LKG―01CD5A	UDトラックス　QDG―CD5＊＊、UDトラックス　QDG―CW5＊＊、UDトラックス　QDG―CV5＊＊、UDトラックス　QDG―CX5＊＊、UDトラックス　QDG―CG5＊＊	UDトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊎N―1149	騒音防止装置　UDトラックス　LDG―01CF5A	UDトラックス　QDG―CF5＊＊、UDトラックス　QDG―CZ5＊＊、らいず　QDG―SF5＊＊、らいず　QDG―SZ5＊＊、日野　QDG―HF5＊＊、日野　QDG―HZ5＊＊	〃
㊎N―1169	騒音防止装置　UDトラックス　LKG―01PK9A	UDトラックス　QDG―PK39＊＊、UDトラックス　QDG―PW39＊	〃
㊎N―1170	騒音防止装置　UDトラックス　LKG―01PK9B	UDトラックス　QDG―PK39＊＊	〃
㊎G―2148	一酸化炭素等発散防止装置　UDトラックス　NLKG―GH11TIA	UDトラックス　QDG―CD5＊＊、UDトラックス　QDG―CW5＊＊、UDトラックス　QDG―CV5＊＊、UDトラックス　QDG―CX5＊＊、UDトラックス　QDG―CG5＊＊、UDトラックス　QDG―CF5＊＊、UDトラックス　QDG―CZ5＊＊、らいず　QDG―SF5＊＊、らいず　QDG―SZ5＊＊、日野　QDG―HF5＊＊、日野　QDG―HZ5＊＊	〃
㊎G―2271	一酸化炭素等発散防止装置　UDトラックス　NLKG―GH7TIA	UDトラックス　QDG―PK39＊＊、UDトラックス　QDG―PW39＊	〃

○国土交通省告示第千二百八十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年九月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1168	騒音防止装置　三菱　H13―４P10F１	ニッサン　TKG―F＊＊＊＊＊、ニッサン　TPG―F＊＊＊＊＊＊、ニッサン　TQG―F＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三鷹市幸区鹿島田890番地12
㊎G―2268	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―４P10T２SKG	ニッサン　TKG―F＊＊＊＊＊、ニッサン　TPG―F＊＊＊＊＊＊	〃
㊎G―2269	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―４P10T６SKG	〃	〃
㊎G―2270	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―４P10T４SKG	〃	〃
㊎G―2371	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―４P10T２SJG	ニッサン　TQG―F＊＊＊＊＊	〃

○国土交通省告示第千二百八十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎GS―1018	一酸化炭素等発散防止装置　カミンズ　QSB6.7―４A	日立　UDS―H72、KCM　UDS―80C６	カミンズジャパン株式会社　東京都大田区東糀谷６丁目２番１号

○国土交通省告示第千二百八十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎